

試験使用承認申請書、使用前検査申請書の変更の主な内容について

1. 試験使用承認申請書

- 平成27年8月4日から使用前検査の合格日まで、原子炉本体を試験使用する。

2. 使用前検査申請書

(1) 検査を受けようとする工事の工程、期日

	変更前	変更後
一号検査	自 平成27年3月30日 至 平成27年6月	自 平成27年3月30日 至 平成27年 <u>5月29日</u>
三号検査	自 平成27年4月 至 平成27年6月	自 平成27年4月 <u>16日</u> 至 平成27年6月 <u>19日</u>
四号検査	平成27年7月	自 平成27年7月 <u>23日</u> 至 平成27年7月 <u>24日</u>
五号検査	平成27年8月	平成27年 <u>9月</u>

[参考]

一号検査：材料、寸法、外観・据付、耐圧・漏えいなどを確認する

三号検査：原子炉に燃料を装荷することができる状態になった時に、機能又は性能を確認する

四号検査：原子炉の起動を開始することができる状態になった時に、機能又は性能を確認する

五号検査：定格出力運転時に、発電所の総合的な性能を確認する

(2) 申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期

- 「平成27年8月」を「平成27年9月」に変更

以上